

議 第 3 5 号

行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

本市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）2月22日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例
新潟県柏崎市行政財産使用料徴収条例（昭和39年条例第49号）
の一部を次のように改正する。

別表中

「

43
58
120
290
580

」を

「

47
63
130
320
630

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき使用料について適用し、同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市行政財産使用料徴収条例（昭和39年7月15日条例第49号）

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
行政財産使用料				行政財産使用料			
区分	使用の種類	単位	使用料（単位円）	区分	使用の種類	単位	使用料（単位円）
土地	水管、下水道管、ガス管その他これに類するもの	長さ1メートルにつき1年	47	水管、下水道管、ガス管その他これに類するもの	長さ1メートルにつき1年	長さ1メートルにつき1年	43
		外径が0.15メートル未満のもの	63			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	58
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				130	
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	320				外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの
		外径が1メートル以上のもの				630	外径が1メートル以上のもの
		(略)					(略)